

【別添資料 4】

○御殿場市駐車場条例

平成 17 年 9 月 28 日

条例第 28 号

改正 令和元年 9 月 17 日 条例第 7 号

御殿場市駐車場条例（平成元年御殿場市条例第 9 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 自動車、原動機付自転車及び自転車の駐車施設を整備するため、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づき、駐車場を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御殿場市営駅南駐車場	御殿場市新橋 1848 番地の 6

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、御殿場市営駅南駐車場（以下「駐車場」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の承認に関する業務
- (2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (3) 利用料金の免除に関する業務
- (4) 利用料金の還付に関する業務
- (5) 開場時間の変更に関する業務
- (6) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (7) その他駐車場の管理上、市長が必要と認める業務

（開場時間等）

第 5 条 駐車場の開場時間及び入出場の取扱時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

ただし、原動機付自転車及び自転車の入出場の取扱時間は、午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間又は入出場の取扱時間を変更することができる。

(供用の休止)

第6条 指定管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(利用料金等)

第7条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車場の利用を終えたときに、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、回数券又は定期券により駐車場を利用しようとする者は、回数券又は定期券の交付を受けたときに利用料金を納付しなければならない。

3 駐車場の利用料金並びに回数券及び定期券の料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用料金を免除することができる。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うために使用する自動車を駐車させるとき。

(3) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、定期駐車料金、駐車1日券及び駐車1泊券については、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の駐車を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造上、自動車等を駐車させることができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

(4) 他の自動車等の駐車を妨げる物品を積載しているとき。

(5) 駐車場の施設を汚損するおそれがあるとき。

(6) 前各号のほか駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車等の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設及び工作物並びに駐車中の自動車等を汚損すること。

(3) みだりに火気を使用すること。

(4) ごみその他の汚物を捨てること。

(5) みだりに騒音を発すること。

(6) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。

(7) 広告物のたぐいを掲示し、又は配布すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(立入禁止)

第12条 駐車場に駐車する自動車等の運転者、同乗者その他用務のあるもの以外の者は、駐車場へ立ち入ることができない。

(損害賠償の義務)

第13条 駐車場の施設を損傷した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第14条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、市長が駐車場の管理を行うものとする。

2 前項の場合において、第5条第2項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる」とあるのは「駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる」と、第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める」とあるのは「別表に定める額とする」と、第8条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と

と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(過料)

第15条 市長は、不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の御殿場市駐車場条例の規定により発行してある駐車回数券にあっては、改正後の御殿場市駐車場条例の規定により発行した駐車回数券とみなす。

附 則（令和元年9月17日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料又は利用料金に係る経過措置)

2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

10 御殿場市駐車場条例別表第2項の規定に基づく定期駐車料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表（第7条関係）

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

1 普通駐車料金

区分		金額
自動車	昼間料金 (午前8時から午後8時まで)	30分までごとに100円。 ただし、1,200円を限度とする。
	夜間料金	60分までごとに100円。

	(午後8時から翌日午前8時まで)	ただし、1,000円を限度とする。
原動機付自転車 (午前6時30分から午後9時30分まで)		200円
自転車 (午前6時30分から午後9時30分まで)		100円

2 定期駐車料金

区分		金額
自動車	1か月	13,240円
自転車	1か月	1,010円
	3か月	3,030円

3 駐車回数券

区分		金額
駐車100円券	1枚	100円
	1枚100円券25枚組	2,030円
駐車1日券(入場から24時間まで)		2,200円
駐車1泊券(午後8時から翌日午前8時まで)		1,000円
駐車昼間券(午前8時から午後8時まで)		1,200円

【別添資料 4】

○御殿場市駐車場条例施行規則

平成17年10月5日

規則第28号

御殿場市駐車場条例施行規則（平成2年御殿場市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、御殿場市駐車場条例（平成17年御殿場市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（利用の手続）

第2条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、自動車を入場させるときに駐車券（様式第1号）の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車券による利用者、原動機付自転車による利用者又は自転車による利用者については、この限りでない。

2 駐車券は、これを亡失し、又は損傷したときは、入場時間を確認し、再交付することができる。この場合において、利用者は、入場時間確認申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 駐車券は、自動車を出場させようとするときに提出しなければならない。

（定期券の購入）

第3条 条例第7条に規定する定期券（定期駐車券（様式第3号）又は自転車定期券（様式第4号））を購入しようとする者は、利用しようとする月の10日前から前日までに定期券購入申込書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、継続して定期券を購入しようとするときは、使用中の定期券を提示することにより、これに代えることができる。

（利用料金の徴収）

第4条 条例第7条に規定する利用料金の徴収は、現金、定期券、駐車100円券（様式第6号）、駐車1日券（様式第7号）、駐車1泊券（様式第8号）又は駐車昼間券（様式第9号）によって徴収する。

2 前項の規定により利用料金を徴収したときは、領収証（様式第10号）又は原動機付自転車・自転車領収証（様式第11号）を交付する。ただし、定期券での徴収については、この限りでない。

（利用料金の免除）

第5条 条例第8条第3号の規定に基づき利用料金の免除を受けようとする者は、料金免除申請書（様式第12号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の内容を審査し、必要と認めるときは、料金免除券（様

式第13号)を交付する。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置及び駐車場内の交通規制について、施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の自動車のエンジンを停止し、ドア等を施錠すること。
- (3) 積載物等の盗難予防措置を確実に行うこと。
- (4) 自動車、原動機付自転車又は自転車を入場又は出場させるときを除き、みだりに駐車場内に立ち入らないこと。
- (5) 防犯登録を受け、住所及び氏名を記入した自転車を駐車すること。
- (6) 盗難予防のため、施錠をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の業務又は他の利用者の妨げになる行為をしないこと。

(事故等の届出及び応急措置)

第7条 利用者は、駐車場内において次の各号のいずれかに掲げる事項が生じたときは、指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設及び工作物並びに駐車中の自動車、原動機付自転車又は自転車を汚損したとき。

2 指定管理者は、前項の届出があったとき、又は駐車場内において事故が発生するおそれがあると認めるときは、速やかに所定の措置を採らなければならない。

(市長による管理)

第8条 条例第14条の規定により、市長が駐車場の管理を行う場合は、第2条第2項及び第3条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

	<p>御 殿 場 市 営 駅 南 駐 車 場</p> <p>駐 車 券</p>	
	<ul style="list-style-type: none">○ この券は、出場の際に必要です。折り曲げたり、紛失しないよう御注意ください。○ 車から離れる際は、必ず鍵をかけてください。○ 当駐車場内における事故、盗難等は、一切責任を負いません。○ 長時間の駐車は、駐車1日券、駐車昼間券又は駐車1泊券を御利用ください。○ 本券を紛失又は破損したときは、係員の指示に従ってください。	

様式第2号(第2条関係)

入 場 時 間 確 認 申 請 書

年 月 日

様

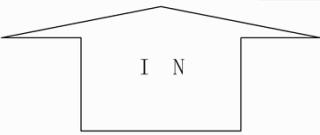
住 所
申請者 氏 名
電話番号

御殿場市駐車場条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり入場時間の確認を申請します。

記

駐 車 し た 日	年 月 日 ()
入 場 時 間	午 前 午 後 時 分

様式第3号(第3条関係)

				No. _____
				
定期駐車券				
有効期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
<hr/>				
氏 名 _____				
自動車登録番号 _____				
御殿場市宮駅南駐車場				

様式第4号(第3条関係)

自転車定期券			
No.			
有効期間			
	年	月	日から
	年	月	日まで
御殿場市営駅南駐車場			

様式第5号(第3条関係)

定期券購入申込書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

定期駐車券
自転車定期券 を購入したいので、御殿場市駐車場条例施行規則第3条の規定により、

下記のとおり申し込みます。

記

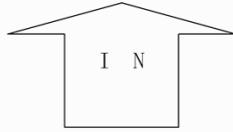
1 自動車

自動車所有者の 住所(所在地)	
自動車所有者の 氏名(名 称)	
自動車所有者の 電話番号	
車 名	
自動車登録番号	
申 込 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 自転車

自転車所有者の 住所(所在地)	
自転車所有者の 氏名(名 称)	
自転車所有者の 電話番号	
申 込 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号(第4条関係)

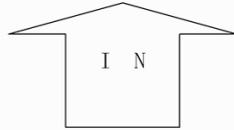


駐 車 100 円 券

- 出場の際は、駐車券、駐車100円券の順に使用してください。
- 駐車100円券は、何枚でも使用できます。

御殿場市営駅南駐車場

様式第7号(第4条関係)

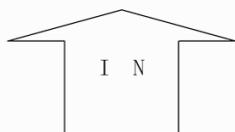


駐 車 1 日 券

- 入場から24時間まで有効です。
- 出場の際は、駐車券、駐車1日券の順に使用してください。
- この券は、1回の駐車につき1枚限り有効です。
- この券は、駐車昼間券及び駐車1泊券との併用はできません。

御殿場市営駅南駐車場

様式第8号(第4条関係)

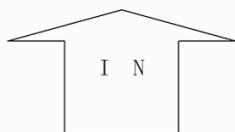


駐 車 1 泊 券

- 午後8時から翌日午前8時までの
駐車に使用してください。
- 出場の際は、駐車券、駐車1泊券
の順に使用してください。
- この券は、1回の駐車につき1枚
限り有効です。
- この券は、駐車1日券及び駐車昼
間券との併用はできません。

御殿場市営駅南駐車場

様式第9号(第4条関係)



駐 車 昼 間 券

- 午前8時から午後8時までの駐車
に使用してください。
- 出場の際は、駐車券、駐車昼間
券の順に使用してください。
- この券は、駐車1日券及び駐車1
泊券との併用はできません。

御殿場市営駅南駐車場

様式第10号(第4条関係)

御殿場市営駅南駐車場

領 収 証

No. _____

年 月 日

時 分 出

時 分 入

円

様式第11号(第4条関係)

御殿場市営駅南駐車場

原動機付自転車・自転車領収証

No.

年 月 日

円

様式第12号(第5条関係)

料 金 免 除 申 請 書

年 月 日

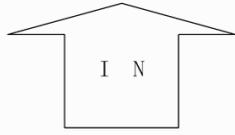
様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

御殿場市駐車場条例施行規則第5条の規定により、次のとおり駐車料金の免除を申請します。

申 請 の 理 由	
自 動 車 の 登 録 番 号	
使 用 期 日	年 月 日 ()
必 要 枚 数	枚

様式第13号(第5条関係)



料 金
免 除 券

1回限り有効

御殿場市営駅南駐車場

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第4条関係)

様式第9号 (第4条関係)

様式第10号 (第4条関係)

様式第11号 (第4条関係)

様式第12号 (第5条関係)

様式第13号 (第5条関係)